

○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則

(平成 16 年 5 月 25 日規則第 36 号)

改正 平成 18 年 3 月 27 日規則第 12 号 平成 18 年 10 月 4 日規則第 71 号
平成 19 年 3 月 12 日規則第 3 号 平成 19 年 10 月 19 日規則第 56 号
平成 20 年 9 月 26 日規則第 53 号 令和元年 7 月 1 日規則第 5 号
令和 2 年 4 月 5 日規則第 12 号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成 16 年熊本県条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 4 号スの規則で定める施設)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号スの規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第 35 条第 3 項の届出をしていないもの又は同条第 4 項の認可を受けていないもの(同法第 58 条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)
- (2) 生活支援ハウス(高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設をいう。)

(条例第 2 条第 10 号の規則で定める衛生上危害を生じるおそれのないもの)

第 3 条 条例第 2 条第 10 号の規則で定める衛生上危害を生じるおそれのないものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 6 項に規定する専用水道又は同条第 7 項に規定する簡易専用水道から供給を受ける水のみを利用する施設のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの
- (2) 水道水及び前号に規定する水以外の水であつて、水道法第 20 条第 1 項又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)第 4 条第 1 項第 4 号に規定する水質検査を実施し、水道法第 4 条の規定による水質基準に適合していると認められるもの(以下「飲用可能水」という。)のみを利用する施設のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの

- (3) 水道水、第1号に規定する水又は飲用可能水のみを利用する施設(水道水のみを利用する施設並びに第1号及び前号に規定する施設を除く。)のうち、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの
- (4) 水道水、第1号に規定する水又は飲用可能水のみを利用する施設のうち、原湯又は原水を浴槽水として使用する時間が3時間を超えず、かつ、使用後当該浴槽水を完全に排水し、その都度清掃するもの
(条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める場合等)

第4条 条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 浴槽の容量に比して浴槽に直接注入される原湯又は原水が著しく多く条例第3条第1項第6号に規定する遊離残留塩素濃度を確保することができない場合
 - (2) 原湯又は原水の性質により塩素系薬剤を使用できない場合
 - (3) 原湯又は原水のpH値が高く塩素系薬剤を使用することが有効でない場合
 - (4) 前3号に掲げる場合を除き、塩素系薬剤以外のもので消毒することについて、併せて適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認める場合
- 2 条例第3条第1項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 次号に規定する場合を除き、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.4ミリグラム程度を保つこと、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。
 - (2) 結合塩素のモノクロアミンを使用する場合には、その濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度を保つこと。
- 3 条例第3条第1項第6号の消毒を要する場合は、消毒以外の方法によっては同項第8号の規則で定める基準に適合しない場合とする。
(条例第3条第1項第8号の規則で定める基準)

第5条 条例第3条第1項第8号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、この基準によることが困難であり、かつ、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けている場合その他衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めた場合は、第1号の表のアからエまでの項並びに第2号の表のア及びイの項の基準の全部又は一部を適用しない。

- (1) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準のいずれにも適合すること。

	区分	基準	検査方法
ア	色度	5度以下であること。	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法
イ	濁度	2度以下であること。	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
ウ	pH値	5.8以上8.6以下であること。	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定めるガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
エ	全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）の量が1リットル中3ミリグラム以下であること（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合その他の全有機炭素（TOC）の量を基準とすることが不相当と認められる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下であること。	全有機炭素（TOC）の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量については水質基準省令による廃止前の水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号。以下「旧水質基準省令」という。）に規定する滴定法
オ	大腸菌	検出されないこと。	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める特定酵素基質培地法
カ	レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(2) 浴槽内の浴槽水は、次の表の区分の欄に掲げる事項について同表の検査方法の欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の基準の欄に掲げる基準のいずれにも適合すること。

	区分	基準	検査方法
ア	濁度	5度以下であること。	水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
イ	全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) の量が1リットル中8ミリグラム以下であること (塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合その他の全有機炭素 (TOC) の量を基準とすることが不相当と認められる場合を除く。) 又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素 (TOC) の量については水質基準省令の規定により厚生労働大臣が定める全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量については旧水質基準省令に規定する滴定法
ウ	大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令 (昭和37年厚生省令・建設省令第1号) 第6条に規定する方法
エ	レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10cfu未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(条例第3条第1項第9号の水質検査を行う機関)

第6条 条例第3条第1項第9号の水質検査は、水道法第20条第3項の地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の衛生検査所(以下「検査機関」と総称する。)において行うものとする。

(条例第3条第1項第10号の規則で定める事項等)

第7条 条例第3条第1項第10号の規則で定める事項は、レジオネラ属菌とする。

2 条例第3条第1項第10号の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面に検査機関が発行した水質検査の結果を記載した書面の写しを添付して行うものとする。

(1) 営業者又は設置者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(2) 施設の名称及び所在地

(水質検査の結果の掲示方法)

第8条 条例第3条第1項第11号の規定による水質検査の結果の掲示は、検査機関が発行した水質検査の結果を記載した書面を掲示することにより行うものとする。

(条例第3条第1項第16号の規則で定める基準)

第9条 条例第3条第1項第16号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(2) シャワーヘッド及びホースは、6か月に1回以上点検し、内部の汚れ、水あかその他の付着物を1年に1回以上洗浄及び消毒すること。

(立入検査の身分証明書)

第10条 条例第5条第2項の証明書の様式は、別記様式によるものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第8条の規定による公表は、熊本県公報に登載するとともに、知事が適当と認める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月4日規則第71号)

この規則は、熊本県子ども総合療育センター条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第70号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 12 日規則第 3 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 19 日規則第 56 号)
この規則は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 26 日規則第 53 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 5 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日規則第 12 号)
この規則中第 2 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式(第 10 条関係)

[別紙参照]